

伊達市総合福祉計画策定経過

◎ 伊達市総合福祉計画策定委員会

■ 第1回策定委員会（全体会）

日時 平成23年11月30日（水）15:00～

会場 伊達市役所本庁舎2階 特別会議室

議事等 委嘱状交付

（1）委員長及び副委員長の選出について

（2）策定する計画について

（3）設置分科会について

（4）分科会スケジュールについて

■ 第2回策定委員会（全体会）

日時 平成24年3月28日（水）10:00～

会場 伊達市保原中央公民館3階 大会議室

議事 （1）伊達市総合福祉計画について

1 伊達市地域福祉計画

■ 第1回地域福祉分科会

日時 平成23年11月30日（水）15:30～

会場 伊達市役所本庁舎2階 会議室1

議事 （1）分科会スケジュールについて

（2）現行の地域福祉計画について

（3）地域福祉計画アンケート調査票について

■ 第2回地域福祉分科会

日時 平成23年12月26日（月）10:00～

会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室4

議事 （1）市民アンケート調査集計について

（2）現行計画の課題分析について

■ 第3回地域福祉分科会

日時 平成24年1月12日（木）10:00～

会場 伊達市役所本庁舎2階 特別会議室

議事 （1）第1次素案に対する審議について

■ 第4回地域福祉分科会

日時 平成24年1月30日（月）10:00～

会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室3

議事 （1）計画素案に対する審議について

2 伊達市障がい者計画・障がい福祉計画

■第1回障がい福祉分科会

- 日時 平成23年11月30日(水) 15:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室3
議事 (1) 計画策定の趣旨及び分科会のスケジュールについて
(2) 第2期障がい福祉計画の実績について
(3) 障がい福祉に関するニーズ調査の実施について

■第2回障がい福祉分科会

- 日時 平成23年12月26日(月) 16:00～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室4
議事 (1) 第2期障がい福祉計画の実績について
(2) 自立支援サービス利用時間数の推移について
(3) ニーズ調査票の集計について

■第3回障がい福祉分科会

- 日時 平成24年1月12日(木) 16:00～
会場 伊達市役所本庁舎2階 特別会議室
議事 (1) 障がい福祉計画に関するニーズ調査のクロス集計について
(2) 第3期障がい福祉計画について
(3) 障がい福祉計画に係る精神障がい者関係の目標値について

■第4回障がい福祉分科会

- 日時 平成24年1月31日(火) 10:00～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室3
議事 (1) 計画書素案について

3 伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

■第1回高齢福祉分科会

- 日時 平成23年11月30日(水) 15:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 会議室2
議事 (1) ニーズ調査について
(2) 第5期介護保険料について
(3) 分科会スケジュールについて

■第2回高齢福祉分科会

- 日時 平成23年12月26日(月) 13:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室4
議事 (1) 第4期計画の実績と第5期計画について
(2) ニーズ調査票の集計について

■第3回高齢福祉分科会

- 日時 平成24年1月12日(木) 13:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 特別会議室
議事 (1) 第5期計画の素案について
(2) ニーズ調査票のクロス集計について

■第4回高齢福祉分科会

- 日時 平成24年1月30日(月) 13:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室3
議事 (1) 第5期計画の素案について

4 健康だて21**■第1回健康分科会**

- 日時 平成23年11月30日(水) 15:30～
会場 伊達市役所本庁舎2階 会議室1
議事 (1) 分科会スケジュールについて
(2) 現行の地域福祉計画について
(3) 地域福祉計画アンケート調査票について

■第2回健康分科会

- 日時 平成23年12月26日(月) 10:00～
会場 伊達市役所本庁舎2階 委員会室4
議事 (1) 市民アンケート調査集計について
(2) 現行計画の課題分析について

■第3回健康分科会

- 日時 平成24年1月12日(木) 10:00～
会場 伊達市役所本庁舎2階 特別会議室
議事 (1) 第1次素案に対する審議について

平成23年度伊達市総合福祉計画策定委員名簿

役職	氏名	組織・団体等
策定委員会 委員長	佐藤 理	福島大学人間発達文化学類 スポーツ・芸術創造専攻教授
策定委員会 副委員長	丹波 史紀	福島大学行政政策学類准教授

地域福祉分科会		
役職	氏名	組織・団体等
分科会長	丹波 史紀	福島大学行政政策学類准教授
副分科会長	高橋 保	伊達市保原方部民生委員協議会会長
委員	舟山 由美	福島人権擁護委員協議会伊達市部会監事
委員	森 美樹	伊達市保原地域包括支援センター所長
委員	佐藤 由美	伊達市社会福祉協議会地域福祉課長
委員	菅野 幾久男	泉原町内会長
委員	進藤 美代治	伊達駅前住民福祉会会長
委員	佐藤 與一郎	山舟生地区社会福祉協議会会長
委員	小林 洋志	下手渡福祉会会長
9名		

事務局	東城 賢芳	社会福祉課長補佐兼地域福祉係長
事務局	中木 雅彦	社会福祉課長補佐兼生活福祉係長

高齢福祉分科会		
役職	氏名	組織・団体等
分科会長	丹波史紀	福島大学行政政策学類准教授
副分科会長	高野俊夫	伊達医師会
委員	羽田次男	伊達市介護保険事業運営協議会会長
委員	堀江恵子	伊達市月舘方部民生委員協議会元副会長
委員	遠藤欣哉	福島人権擁護委員協議会伊達支部会会長
委員	岡崎康之	特別養護老人ホーム梁川ホーム施設長
委員	森美樹	伊達市保原地域包括 支援センター所長
委員	菊田久美子	伊達市社会福祉協議会事業課長
委員	末永七男	伊達市老人クラブ連合会会長
委員	渡邊武	伊達市商工会会長
10名		

事務局	渡辺義弘	高齢福祉課高齢福祉係長
事務局	土田一紀	高齢福祉課介護保険係長

障がい福祉分科会		
役職	氏名	組織・団体等
分科会長	丹 波 史 紀	福島大学行政政策学類准教授
副分科会長	山 本 俊 昭	福島松ヶ丘病院院長
委員	森 美 樹	伊達市保原地域包括支援センター所長
委員	長 谷 道 江	NPO法人ひびきの会障がい者相談・地域活動支援センター施設長
委員	高 橋 英 子	霊山・月舘ヘルパーステーション所長
委員	西 田 恵 子	福島県知的障害者相談員
委員	佐々木 信 吉	福島県身体障がい者福祉協会伊達市支部
委員	菅 野 明 美	伊達市手をつなぐ親の会
委員	佐 藤 孝 浩	県北地区障がい福祉連絡協議会理事
9名		

事務局	引 地 栄 典	社会福祉課長補佐兼障がい福祉係長
事務局	渡 辺 かおり	伊達市教育委員会学校教育課指導教諭

健康分科会		
役職	氏名	組織・団体等
分科会長	佐藤 理	福島大学人間発達文化学類 スポーツ・芸術創造専攻教授
副分科会長	半沢 厚子	伊達市食生活改善推進協議会会長
委員	中野 新一	伊達医師会長
委員	中木 哲朗	福島歯科医師会員、中木歯科医院院長
委員	高橋 壽枝	特別養護老人ホームファミリーユ施設長
委員	岡崎 桂子	伊達市小中学校養護教諭部会
委員	高橋 勇一	伊達市体育協会副会長
委員	仲山 正広	伊達市商工会事務局長
8名		

事務局	谷口 信高	健康推進課健康企画係長
事務局	長沢 弘美	健幸都市推進室健康都市推進係長

伊達市総合福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する介護保険事業計画、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する障害者計画、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する行動計画及び健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画（以下「総合福祉計画」という。）の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、伊達市総合福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 老人福祉計画（本市において「高齢者保健福祉計画」という。）及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画（本市において「障がい者計画」という。）及び障害者福祉計画（本市において「障がい者福祉計画」という。）の策定に関すること。
- (4) 次世代育成支援地域行動計画の策定に関すること。
- (5) 健康増進計画（本市において「健康だて21」という。）の策定に関すること。
- (6) その他各計画の策定に関し必要なこと。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、40人以内とし、次の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 関係市民団体等の代表者
- (4) 公募による一般市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定を完了したときまでとする。

(分科会)

第4条 委員会に次の分科会を置く。

- (1) 地域福祉分科会
- (2) 高齢福祉分科会
- (3) 障がい福祉分科会

(4) 児童福祉分科会

(5) 健康分科会

(委員長及び副委員長並びに分科会長及び副分科会長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、分科会に分科会長及び副分科会長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 分科会長は学識経験者を充て、副分科会長は分科会長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 分科会長は分科会を総理し、副分科会長は分科会長に事故あるときその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 分科会は、分科会長が招集し、座長となる。

3 委員会及び分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長又は分科会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長及び分科会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

2 分科会の庶務は、次の各号に掲げる課において処理する。

(1) 地域福祉分科会 健康福祉部社会福祉課

(2) 高齢福祉分科会 健康福祉部高齢福祉課

(3) 障がい福祉分科会 健康福祉部社会福祉課

(4) 児童福祉分科会 こども部こども保育課及びこども支援課

(5) 健康分科会 健康福祉部健康推進課

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。